

グループ販売契約書

はらっぱい(以下「甲」という)と (以下「乙」という)
とは、以下の各条項によりグループ販売契約を締結します。

第1条 (グループ名)

グループ名は とする

第2条 (代表者)

名前	
住所	
勤務先・学校	
電話番号	
e-mail	

第3条 (契約期間)


契約は平成 年 月～とする

但し、3ヶ月間、甲乙間に取引がない場合は契約を終了することとする

- 2) 甲乙は本契約に対し、継続困難と判断した場合は本契約を解除することができる。
契約解除に当たっては、契約解除理由を書面(メール可)で相手方に通知することとする。

第4条 (販売商品の確認)

甲が販売している商品は下記アドレスのホームページか、配布する販売促進広告にて確認することとする

PC	http://pinefld.com/shop
モバイル	http://pinefld.com/m/
モバイルQRコード	

第5条 (当番)

- 1) 乙は甲との取引を行うに当り、代表者とは別に当番を甲に報告し、取引を円滑に進められるようにする
- 2) 発注、配送に関して、乙は甲からの連絡を受けられるようにする。
- 3) 乙は当番を取引ごとに変更することができる。但し、取引の際に連絡が取れるものを当番とすること。

第6条 (発注)

- 1) 乙は発注用紙にグループ名、代表者、当番の連絡先と、発注する商品名、個数、金額を記入し、メールで発注をする。
- 2) 甲は発注受領書をメールにて返送をし、支払い料金の連絡をする。
- 3) 支払い料金は商品代金、支払い手数料、配送料金の合計とする。

第7条 (配送場所)

配送場所は下記住所とする

住所	
----	--

第8条 (支払方法)

- 1) 支払方法はコンビニ決済とする
- 2) 支払い手数料は200円/件とする

第9条 (配送)

- 1) 配送日時は発注の際、甲より配送可能日時を連絡し、甲、乙同意のもと決定する。
- 2) 甲は上記により決定した納品日に決められた配送場所へ納品を行う。その際、乙が受け取りに現れない場合は、代表者もしくは当番に連絡を入れ、商品をお返し、納品を完了することができる。
その場合、万が一納品後の物品に対し盗難、破損等いかなる事が起ころうとも甲は責任を問われないものとする。
- 3) 配送は支払い確認後とする
- 4) 配送料は下記の通りとする

売上20,000円/回以下	1,500
売上20,000円/回以上	無料

- 5) 配送の範囲は名古屋市とその周辺、岡崎市とその周辺とする。
- 6) 配送は配送範囲を東西南北に地区分けをし、それにじゅんじて配送日時の打ち合わせを行う。
- 7) 配送範囲外の場合は別途送料にて宅急便での対応をする。その場合の送料はその都度連絡をするものとする。

第10条 (販売促進金)

- 1) 甲は乙に対し下記に示すとおり販売促進金を支払う

月間売上(円)	ランク	販売促進金パーセント (売上に対して)
0~10,000	C	0
10,001~100,000	B	1%
100,001~500,000	A	2%
500001~	S	3%

- 2) 販売促進金査定期間は毎月1日から月末までで締めるものとする。
3) 支払いは翌月発送の際に行い。代表もしくは当番が受け取るものとする。
4) 支払い方法は現金とし、受取に対し、甲は乙にサインもしくは印をもらうこととする。

第11条 (代表者、配送場所の変更)

代表者、配送場所を変更する場合は乙は甲に対し、決められた様式で報告をするものとする

第12条 (営業時間及び連絡先)

- 1) 甲の営業時間及び連絡先は下記の通りとする。

営業日時、時間

営業時間 8:00~17:00

営業日、休業日は当社カレンダー通りとする

連絡先

TEL・FAX 0564-54-0019

モバイル 080-4200-2949

E-mail shop@pinefld.com

- 2) 乙は取引にあたり、甲との連絡を取れるようにしなければならない。
トラブル時に連絡が取れない場合は、甲の判断で処理をし、乙はそれに対し従うものとする。

第13条 (変更の届出義務)

- 1) 甲乙は、本契約書に記載された事項に変更を生じたときは、直ちに相手方に届け出るものとします。

第14条 (所轄裁判所)

- 1) 本契約に関して、紛争を生じた場合の訴訟については、甲の本社所在地の所轄裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

上記各条契約に同意いたします。

署名

印もしくはサイン